

# 平成29年度第2回千葉市男女共同参画審議会議事録

市民局生活文化スポーツ部男女共同参画課

## 1 日 時

平成29年12月19日（火） 10時00分～12時00分

## 2 開催場所

千葉市総合保健医療センター 4階 会議室

## 3 出席者

（委員）赤石委員、上田委員、佐藤委員、杉本委員、高梨委員、種池委員、鳥海委員、  
花嶋委員、三石委員、皆川委員、山田委員

（欠席）岡嶋委員、小西委員、高橋委員、田畑委員

（事務局）安藤生活文化スポーツ部長、平田男女共同参画課長、山下男女共同参画課長補佐、  
男女共同参画課主査、同主任主事、宮葉こども家庭支援課長、  
三枝こども家庭支援課長補佐、こども家庭支援課主査、同主任保健師、  
小池男女共同参画センター館長、中嶋男女共同参画センター副館長、

## 4 議 題

- （1）ちば男女共同参画基本計画・第4次ハーモニープランの年次報告（目標達成に向けた、より効果的な評価方法）について
- （2）第2次千葉市DV防止・被害者支援基本計画の進捗状況について
- （3）千葉市男女共同参画推進事業者登録制度の改正について
- （4）その他報告事項について

## 5 議事の概要

- （1）ちば男女共同参画基本計画・第4次ハーモニープランの年次報告（目標達成に向けた、より効果的な評価方法）について  
ちば男女共同参画基本計画・第4次ハーモニープランの年次報告（目標達成に向けた、より効果的な評価方法）について、説明を行い、質疑応答及び意見交換を行った。
- （2）第2次千葉市DV防止・被害者支援基本計画の進捗状況について  
第2次千葉市DV防止・被害者支援基本計画の進捗状況について、説明を行い、質疑応答及び意見交換を行った。
- （3）千葉市男女共同参画推進事業者登録制度の改正について  
千葉市男女共同参画推進事業者登録制度の改正について、説明を行い、質疑応答及び意見

交換を行った。

(4) その他報告事項について

九都県市LGBTへの配慮促進検討会での活動及び九都県市デートDV未然防止啓発検討会で作成した共同キャッチフレーズに関する報告を行った。

6 会議経過（発言要旨）（○…委員、△…事務局）

(1) 開会

(2) 生活文化スポーツ部長挨拶

(3) 委員紹介及び欠席委員の報告

(4) 【議題1】ちば男女共同参画基本計画・第4次ハーモニープランの年次報告（目標達成に向けた、より効果的な評価方法）について

○皆川会長 まず、はじめに議題1「ちば男女共同参画基本計画・第4次ハーモニープランの年次報告（目標達成に向けた、より効果的な評価方法）について」、事務局から説明をお願いしたい。

△平田男女共同参画課長 <事務局説明>

○皆川会長 ただいまの事務局からの説明について、質問、意見等があればお願いしたい。

○三石委員 自己評価が3段階の選択から具体的な記述に変わり、各所管の担当者は大変だったと思うが、この記述の内容については、今後十分に吟味していかなければならない可能性がある。その辺を踏まえて、次年度以降お願いできれば大変有難い。

△平田男女共同参画課長 実は、各所管の担当者はかなり迷っており、現状ではこちらが思うとおりの回答にはなっていない。今後、各所管に丁寧に指導し、この作業を継続してもらうことによって男女共同参画の良い意識付けとなることを期待できる。今よりもっと良い事業ができると考えている。

○種池委員 少しは分かりやすくなってきたが、現場にいる人間にとって男女共同参画は程遠い理念である。年次報告書の難しい言葉を見ても、遠い距離に置かれたもののように感じる。各所属の団体に戻って、これを報告することは、至難の業である。行政文書は難しく、40年間ボランティアをやっている私でも分からないのだから、初めてボランティアをやる人に対して、どのように分かりやすく説明するのか。上の方で一生懸命に取り組んでも、これが裾野まで広がらなければ何の意味もない。私たちも考えなければいけないが、この辺りのことをどのように考えているのか。

△平田男女共同参画課長 おっしゃるとおり行政文書はとても難しく、行政の人間でもこの中に書かれていることを容易に理解できるのか疑問である。年次報告書は公表するものであるから、少し噛み砕いた平易な言葉を使用したり、前段に概要等を掲載したりするなど、市民の皆さんに分かりやすいものを提供できるよう努力をしていく。また、各所管にも指導していく。

○鳥海委員 記述が多くなったということで、受け取る側としてはイメージがしやすくなった。また、課題が明確になって、今後に繋がっていく評価の仕方だと思う。1つ質問だが、前計画から継続された事業がたくさんある。前計画までの3段階評価とこれからの5段階評価をどう繋げていくのか、どのように関係性を図っていくのかということをお聞きしたい。また、これは意見であるが、このような照会があると頑張っ書こうとして、評価自体が目的となってしまうがちである。現場の事業がしっかり実施されるよう配慮してほしい。

△平田男女共同参画課長 前計画から現行計画に移行する際に、対象事業の整理統合をした。確かに前計画から継続している事業もあり、3段階評価から5段階評価に切り替えることによって、ズレが生じるものもあるが、計画が新しくなったことに伴い、一旦リセットし、新たな評価をしていくということでやっていきたい。また、おっしゃるとおり年次報告書を作ることが最大の目的ではなく、この報告書は各事業で男女共同参画を実現するための参考資料と考えている。この作業を通じて、男女共同参画の視点で事業を考えるとはどういうことかを各所管が自ら考え、それをあまり意識せずにやっていけるように頑張ってもらいたい。

○皆川会長 報告書を公表する際は、その報告書の要点、特徴、課題などを3つ程度に極力数を絞り込んで抜き出し、さらに大きい字で書くなどした上で、サマリーのようなものを作ると計画自体の内容や進捗などが多少は分かりやすくなるかもしれない。大学では、広報や報告で分かりやすくキャッチーなサマリーをつけるということが進んでいる。ご検討いただきたい。

○赤石委員 男女共同参画の推進というのは横断的なものなので、各課の意識や関心度が異なる中で、このようなものを忙しい担当部局に書いてもらうのは、大変なやり取りがあるものと想像する。例えば、どのようなことを伝えて、どのような反応が返ってくるのか、少しその辺りの苦労を紹介してほしい。

△平田男女共同参画課長 各所管には男女共同参画の概念が十分に浸透していない現状がある。例えば、研修のグループワークがあったとして、班の構成が男女同数であれば男女共同参画だと勘違いをしている所管もある。男女それぞれが意見を出し合って、その結論に至ったとか、検討が出来たとかという視点が欠落しており、もしそのような視点を育むことが研修の主目的であるとするれば、男女同数であることは、あまり関係のない話になる。各所管が実施している事業の男女共同参画というのはそういう感覚ではなくて、それぞれの意見が平等に扱われて、それぞれが

尊重されるというような事業を行うよう指導を1つ1つしていくということになる。男女共同参画を考えるにあたって、男女平等＝男女同数という勘違いだったり、全く意識がなかったりということが目立っている。また、参考資料2の事例で示しているような感じで書いてもらい、自分自身で男女共同参画とは何かということに気付いてほしいと考えている。例えば、インターンシップを受ける学生等には、まだまだ女性中心、男性中心というイメージを抱いてしまう職業がある。いろいろな職業のインターンシップに参加してもらうためには、その前段階で職業に関して男性向き、女性向きというものがあるわけではなく、女性がパイロット等になっても構わないし、男性が保育士等になっても構わない、というような感覚を教えるインターンシップや就業体験を提供してほしいと考えている。小さなことだが、こんな形で1つ1つ、それぞれの事業の特性を見極めながら、何がその事業で男女共同参画の視点を取り入れなければいけないのかということ、大変だが各所管に説明していきたいと考えている。

○赤石委員 そのようなやり取りに価値があると思う。

○皆川会長 今回、自己評価を5段階で実施するにあたり、率直に良い評価が並んだ方が良いと考えているのか、それとも課題があることを認識するのは、それ自体に今後の改善にとって価値があるという意味で、それほど良くない評価であってもきちんと客観的に評価することを良しとするのか、その辺りの共通理解や指導方針があるのか。

△平田男女共同参画課長 こちらの考え方としては、課題点が見つかれば次に繋がるという意味で、悪い自己評価であっても良いと考えている。

○皆川会長 私も大学教員という職業柄、評価に関わる事が多く、自己評価を付ける側もそれを評価する側も、どういうコンセプトでこれに取り組んで、何をここから抽出すれば良いのか迷うこともあり、事案によっては考えさせられることもある。そういった経験から各所管も結構苦労しているのではないかと拝察する。要するに良い数字が並んで見栄えが良くなるだけが目的ではなく、また特に今後6年間に渡って実施していくものであるから、やや中期的に見て改善点をまず積極的に出して、今後取組みをより良く、より適切な形にしていくための評価と捉えると、必ずしも高くない評価が付いたとしても、そのこと自体が大きくマイナスだとか、特段問題があると捉えるべきではないように思う。是非、今後様々なやり取りをする中で考慮をお願いしたい。

○上田委員 皆川会長がおっしゃったとおり、私も全く同じことを思っていた。また、先程、鳥海委員がおっしゃったように、中途半端なことは書けないとか、そもそも企画の内容がおかしかったのではないとか、限られた予算の中で無理があったのではないかなど、実は書いて良い内容なのか迷っていたり、本音があったりすると思うので、紙だけでは推し量れない本音の聞き取りも是非頑張っていたきたい。

(5) 【議題2】第2次千葉市DV防止・被害者支援基本計画の進捗状況について

○皆川会長 それでは、議題2「第2次千葉市DV防止・被害者支援基本計画の進捗状況について」、事務局から説明をお願いしたい。

△宮葉子ども家庭支援課課長 <事務局説明>

○皆川会長 ただいまの事務局からの説明について、質問、意見等があればお願いしたい。

○山田委員 現在実施中の事業やあるいは自己評価が△や斜線で表記されている事業があるということだが、資料2-2の6頁の評価が△になっている自助グループについてお聞きしたい。この自助グループの立ち上げについての働きかけは、具体的にどのようなことを念頭に置いているのか。例えば、LGBT当事者の団体であるレインボー千葉の会では、今まで当事者が声をあげることができなかった状況を、シンポジウムや勉強会などを開催することによって事業に繋げていったという実績がある。自助グループの立ち上げというのは、当事者を念頭に置いているものとするが、どのようにして声をあげていくのか疑問に思った。

△小池男女共同参画センター館長 現在、当センターでは、DV被害者の自立に向けて、個々の相談と合わせて、当事者がグループで相談する事業を行っている。この事業を活用しているDV被害者は、少しずつ自立に向けて動き始める力を持った方が多いものの、1人1人違う状況にある。このグループ相談は、自身だけではなく他にも同様の方がいるということをお互いに認識しながら、自尊心を高めていくきっかけとなるものであり、大切な事業である。しかし、自発的に活動を進めていこうという動きはなかなか出てこないため、グループとして一歩前へ進められるような働きかけができるよう、所管と協議をしながら当センターとしても具体的にどんなことができるか考えていきたい。

○山田委員 千葉にもDVの自助グループは結構あるが、ただ被害者ということでバッシングを受けたり、二次被害に遭ったりするので、表立って活動するというのがなかなか難しく、現在はインターネット上の相談窓口で相談することも可能となっている。提案であるが、例えば千葉や都内で活動し、成功している自助グループはいくつかあるので、そういうところのピアカウンセラーと連絡を取り合ってみてはどうか。やはり前例があるというのは、事業を始めるきっかけになると思うので、自助グループの方々に講師に招き、自助グループを支援し、機能させていくことを考えてみる価値はあるのではないかと。

△小池男女共同参画センター館長 参考とさせていただきます。

○佐藤委員 たくさんの事業の実施状況についての報告があったが、1つ1つが大切な事業であり、その評価に○が多く付いていることに安心した。今の自助グループの話で言えば、私が少し関わっている男女共同参画センターの講座の参加者には、DV被害者やDV家族での成育歴のある方、多重被害を受け生きにくさを抱えた方等もたくさんいる。そして、その講座の修了者で作ったグループが3つあって、私もそのお手伝いをしている。このグループは、自身だけではなく仲間がいるということや、自分に起きていることは個人的なことではなくて社会的なことであるという気付きを得たり、アートをしながら自身を語り合い、自らの力で癒したり、回復を伴うグループとして活動している。自発的に活動をしていく働きかけが課題ということで評価は△になっているようだが、男女共同参画センターが企画した講座が1つのきっかけとなっているということをお伝えしたい。あと、資料2-2の4頁で△の評価になっているワンストップ化についても、千葉市はかなり早い時期からワンストップ化を意識して取り組みは始めており、積極的に進めてきた市だと評価している。△にはなっているが、これは全国的に見てもかなり進んでいる上で、市として更なる目標を掲げているということをお伝えしておきたい。

△宮葉こども家庭支援課課長 今後でもできるだけ負担を無くすような形で取り組んでいきたい。

○山田委員 資料2-2の2頁の「-」が引かれている外国語リーフレットの作成に関して2点お聞きしたい。まず1点目として、作成した外国語のリーフレットを見て来た人がいた場合、外国語に対応できるスタッフはどれくらいいるのか。また、2点目として、来庁した外国人は、日本語をどれくらい理解しているのか。例えば、東日本大震災のときに「やさしい日本語」というものが話題になったが、短文にしたり、ふりがなをつけたり、字を大きくしたりするなど、外国人向けの文章を作ることによって、日本語のリーフレットでも、ある程度対応可能なのではないかと思うが、いかがか。

△三枝こども家庭支援課長補佐 まず、1点目の外国語対応については、常駐している相談員が全てに対応できるわけではないため、生活保護の窓口にいる中国語の通訳に依頼したり、国際交流協会の電話を介在した通訳の仕組みを活用したりして対応している。また、2点目のやさしい日本語については、ご意見を踏まえて所管とともに考えていきたい。

△平田男女共同参画課長 追加して説明したい。今回、新たにリーフレットを作成する予定であるが、やさしい日本語が効果的だというのは十分承知しているものの、これに関して確立されたものが無い。1度作ってみて、その後の反応を見ながら修正を重ねていきたい。

○山田委員 私は、日本語学校で日本語を教えている。例えば、そのテキストの中に普遍的に使われている「みんなの日本語」というものがある。全50課で構成されているが、最初の方の課

であれば、外国人にも概ね理解できる内容となっているので、このようなテキストを参考にして、やさしい日本語を作成してみてもどうか。

△平田男女共同参画課長 参考にさせていただく。

○杉本委員 外国人で、DVの相談に来る方はいるのか。

△三枝こども家庭支援課長補佐 現実的にはいる。

○杉本委員 母国語で相談するのか。

△三枝こども家庭支援課長補佐 長く日本に住んでいて、ある程度日本語を話せる方もいれば、困難な方もいる。

○杉本委員 私も以前日本語を教えていたが、保健所で赤ちゃんの説明をするため、中国語の通訳を紹介してほしいと依頼されたことがある。この保健所にも、いろいろな国の方が来るし、DVの問題なども出てくるので、各国のボランティアを募集し、登録する形をとってはどうか。

△三枝こども家庭支援課長補佐 DVに限ってではなく、協力してくれる方々をいろいろな言語で募集している。ボランティアの方の支援も頼りにして、相談者になるべく不便をかけないように努力をしていきたい。

○種池委員 いのちの電話と千葉市のDV相談との連携はあるのか。いのちの電話で受けた相談記録などのデータは提供されないのか。分かっている範囲で教えてほしい。

△三枝こども家庭支援課長補佐 いのちの電話の相談に関するデータはないが、千葉市の窓口で相談があった場合は、いのちの電話を含め、可能な限り他の相談窓口を伝えるようにしている。

○種池委員 いのちの電話は、ボランティアの方が対応し、傾聴することが主な対応となっているため、相談に対する解決策などを回答することは難しいものと思われる。千葉市との連携はなく、相談記録などのデータも把握できないということなのか。その辺りが分からない。

△三枝こども家庭支援課長補佐 詳細を把握していないが、DV関係の各相談機関はいろいろなところに周知しているため、いのちの電話においても相談を受けた際に、各相談窓口を案内するなどの何らかのアドバイスをしているのではないかと思う。また、自殺対策の関連で、市の中でも連絡協議会を作って横の連携を図っている。ご意見を踏まえて、今後も連携の強化に努めて参

りたい。

○種池委員 いのちの電話への相談は面白半分で行っているわけではなく、寂しくて、相手になってもらいたくてしているのだから、話を一方的に聞いてそこで終わりではなく、各機関でうまく連携ができないのかという感じを受ける。実際、相談記録などのデータも様々な機関から集めて、あらゆる角度から検証しないと、その内容を掘んで活用していくことはできないものである。

○杉本委員 資料2-2の5頁の自立支援講座について、実施数1講座、受講者数30名と書かれているが、男女共同参画センターで実施しているのか。講座自体は何回やっているのか。

△小池男女共同参画センター館長 ここで示しているエンパワメント講座は、3回で1講座である。

○杉本委員 3回受講された方たちは、以後どのようにされているか。

△小池男女共同参画センター館長 実は、この講座は、当審議会の佐藤委員に講師をお願いしている。先程、佐藤委員からご発言があったように、講座修了後も定期的に月1、2回集まって活動をしている。DV被害者だけではなく、エンパワメントの必要な方や過去に自尊意識が低かった方などが参加している。

○杉本委員 これからも継続していくのか。

△小池男女共同参画センター館長 自立に向けた支援には、中心となって引っ張っていく方の存在がとても大切で、大変有難いと思っている。講座は継続していきたい。

#### (6) 【議題3】 千葉県男女共同参画推進事業者登録制度の改正について

○皆川会長 それでは、議題3「千葉県男女共同参画推進事業者登録制度の改正について」、事務局から説明をお願いしたい。

△平田男女共同参画課長 <事務局説明>

○皆川会長 ただいまの事務局からの説明について、質問、意見等があればお願いしたい。

○赤石委員 今回、LGBTに関する項目を追加しようという試みに賛同する。他市の先行事例



があって、ある程度これで運用されていると思うが、チェックリストの中の従業員がLGBTに関する悩みを打ち明けられる体制がある、というのはセクハラ相談窓口みたいなイメージをしているのか。記憶が定かでないが、一橋大学の事件では、学校内に相談窓口があったけれども機能しなかったというようなことがあった。そのような場合であっても、一応相談窓口があるということに判定するのか。また、同性パートナーへの福利厚生とは、例えば、同性パートナーが病気になったときに何かを認めるという感じか。その他、配慮した環境の整備とは、性別記載欄に「その他」を必ず設けるなどのようなことをイメージしているのか。その辺りのことを、もう少し具体的に教えていただけると、より皆さんの認識が深まるのではないかと。

△平田男女共同参画課長 昨年、厚生労働省が「事業主が職場における性的言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針の一部を改正する告示案」を公表したことに伴い、各企業、各事業所では、セクハラ相談の中に、性的指向や性自認に関する悩みに関する相談体制も整備することが求められている。それを踏まえて、ここに記載したものである。また、同性パートナーへの福利厚生の面については、同性パートナーシップを結んだときには、結婚休暇と同等のものを与えたり、結婚祝い金に準ずるもの給付したり、同性パートナーの介護や子どものケア、忌引きなどに関して制度があるかどうかをお聞きすることになる。それから、環境整備については、トイレ、更衣室、その他相談窓口の整備であったり、当事者やアライの方とも話が出来るようなグループがあったり、それぞれ企業ごとに工夫されると思うが、LGBTの方々に対して、働きやすい職場環境を提供できているかということが内容となっている。

○山田委員 モデルが男女共同参画に特化しているからなのかもしれないが、参考資料4の実施要綱に示してある千葉県男女共同参画推進事業登録申請書には、従業員規模を書くようになっている。女性何人、男性何人という数字は、男女共同参画を推進していく上である程度大事だと思うが、LGBTに配慮した場合、この記載欄をどのように取り扱っていくのか。

△平田男女共同参画課長 この従業員規模の取扱いは、大変難しいところであるが、人数を問うものではなく、企業として公表している数字を出していただきたいと考えている。おっしゃるとおり男女共同参画の推進という点から始まった事業であるため、女性活躍推進に関してある程度必要な数値となっている。ただ、LGBTに関する項目を加えるにあたっては、男女共同参画推進事業者という名称の検討などと併せて、記載の方法についても考えていきたい。

○山田委員 男女共同参画という名称が大事なのではなく、LGBTも男女共同参画もジェンダーを問題にしている点で変わりはない。もし事業登録を考えている人がいても、呼称や記載内容などが原因で諦めてしまったら残念である。ご配慮いただきたい。

○上田委員 男女共同参画推進事業者の登録は、現在80者ということだが、登録者数を増やす

ことが目的か。

△平田男女共同参画課長 ちば男女共同参画基本計画第4次ハーモニープランの指標として、登録者数の増加を図ることが目標となっている。しかし、そもそも増加を図ること自体が目的ではなく、男女共同参画の推進をしている事業者が千葉市内に増えていくことが1番の願いである。今回のLGBTについても、ただ単に登録者数を増やしていきたいというだけではなく、事業所がLGBT支援を表明することで、LGBT当事者の就職先が増えることに繋がっていくことを願っている。現在、千葉市が進めているLGBTへの配慮や支援などの事業の一環として捉えていただきたい。

○上田委員 この登録者数80者というのは多いか少ないかは別にして、私は、いつもこの場に企業の立場で来ているので、なかなか広がらない背景を簡単に説明したい。まず、そもそも制度を知らないということがあるので、その周知が必要だと思う。また、各企業にとって、企業イメージアップや人を採りやすくすることと、事務処理量との天秤だと正直思っている。この審議会の第1回目でも話したとおり、少なくとも中規模以上の会社では、働き方改革、ワーク・ライフ・バランス、女性の活躍などに関して、ものすごく進んできているので、この制度の各要件の全部がきれいに埋まるかどうかは別にして、登録しようと思えば登録できる会社は、来年度になれば山ほど出てくると思う。しかし、実際、各企業には、法律で求められた、必ずやらなくてはいけない手続き関係があって、それも当然更新もある中でやっていく。会社によっては、「えるぼし」や「くるみん」も登録しており、これに加えて市の登録制度もやるとなると、より負担が増えて二の足踏んでいるところも多いと思っている。私が所属する会社は、明らかにそのパターンで、申請書を提出すれば通ると思うが、担当部署の負担を考えると二の足を踏んでしまうところも正直ある。例えば、「くるみん」や「えるぼし」の登録をしている企業は、市の登録制度の手続きを簡素化するなどのやり方も1つあるのではないか。

△平田男女共同参画課長 「えるぼし」や「くるみん」に登録している企業に対しては、手続きを簡素化するなどの工夫によって、登録者数が増えて千葉市の企業が男女共同参画を推進しているということが分かるようになることが、千葉市にとっても良いことである。参考にさせていただく。

○種池委員 息子が働いている東京の出版業界では、男女共同参画が浸透しており、活躍している女性が増えていると聞くが、その点に関して、千葉は全国的に見て遅れているのか。

△平田男女共同参画課長 個人へのアンケート調査によると、職場の中での男女共同参画や賃金などの待遇に関して、まだまだ平等ではないと感じている方も多い。職種によっても状況は様々であると思うが、理想は、会議などの政策決定の段階に女性が参画していくことである。登録制

度を通じて千葉市もそのような状況に変わってきていることを示したいところだが、東京と状況は違う気がする。

○種池委員 このような登録制度は、男女共同参画を広げる意味で良いことだと思う。もっと浸透して女性がどんどん自立をすることによって、男女共同参画という言葉が死語になる時代がいつか来ることを私も期待している。

○高梨副会長 市の登録制度の登録者数は80者ということだが、私の所属する商工会議所の会員5千社余りのうち、何社が登録しているのだらうと驚いている。未登録事業者に対して、制度を周知するなどの啓蒙活動ができるのではないかと。また、例えば、登録の手続きを商工会議所でもできるようにして、それを市に報告するなどの協力の可能性はどうか。そういうところから広げていくのも一例として、商工会議所の担当者と一緒に検討してはいかがか。

△平田男女共同参画課長 商工会議所に働きかけることが、1番の近道ではないかと考えているので、是非ご協力をお願いしたい。

○赤石委員 資料3の「えるぼし」の認定基準⑤を見ると、多様なキャリアコースを掲げているが、一方で市の登録制度のチェックリストを見ると、新卒や正社員を想定したものが多い気がする。私どもは「しんぐるまざあず・ふぉーらむ」という団体を運営しており、企業と連携してシングルマザーの方に就労支援プログラムやその後の採用面接の機会を提供している。その採用面接では、正社員採用のためのコースを運用しているが、30代、40代の中途採用の方が、契約社員から始めて正社員に繋げていくことは、前議題の報告にもあったDV被害者の自立支援にも関連して、非常に大事な課題である。日本は一旦ルールを外れた方を再度正規の道に戻していくための選択肢がとても狭く、このことは女性が登用されないこと、あるいは子供の貧困にも繋がる大きな問題だと思っている。それに該当するような項目が、「えるぼし」の認定基準⑤の多様なキャリアコースではないかと思うので、市の登録の基準にも非正社員から正社員への転換や中途採用などの項目があると良い。

○皆川会長 赤石委員の貴重なご意見を踏まえ、現行のチェックリストの採用・配置・登用の辺りにキャリアコースに関する項目の追加を検討していただきたい。

△平田男女共同参画課長 ご提案をいただいた点を含め、今一度チェックリストの項目を精査して参りたい。

○鳥海委員 私は、労働組合の立場でこの審議会に出席しているため、登録マークのある会社が増えることは、働く者にとって働き幅が広がることにもなり、本当に素晴らしい制度だと思う

ている。是非進めていただきたい。また、このチェックリストに掲げられている内容には、千葉市職員にも該当するものがあると思うので、市の職員もやっているというメッセージを企業に対してもっと送り、この制度自体を公務員の方からも広げてほしい。

△平田男女共同参画課長 市の制度を紹介する機会も多々あるので、そのような機会を利用して公の立場から引っ張り、企業に広めていきたい。

○皆川会長 今日は、審議会の委員の皆様方から貴重なご意見をいただいたので、今後の施策の推進にあたって参考していただきたい。

○杉本委員 男女共同参画と同様に、DVに関する周知の必要性もある。例えば、ある市では、車を運転しているとDV防止の横断幕が掲げられているのが見えたり、どこのお手洗いに入っても小さなDV防止の掲示物が貼られていたりする。若者のデートDV予防のプログラムに関して、ただ高校や病院にリーフレットを配布したり、カード型の掲示物を置いたりするだけではなく、もっと浸透させるためには、どこのお手洗いに入ってもDV防止の掲示物が貼ってある、カードが置いてあるというように、どこに行っても目に入るような形で啓発をしていただきたい。どこかの団体に所属していたり、何か活動をしている人なら、ある程度の情報は入ってくると思うが、行政との関わりが少ない市民は気付きにくい。私も実際に地域で活動してきたが、男女共同参画という言葉を知らない人もいる。是非もっと浸透するような、市民に分かりやすい周知の方法を考えていただきたい。

△宮葉こども家庭支援課長 計画にもあるようにDV防止、あるいはDV事案の認知度を高めることは1つの大きな目標であるため、今後も効果的な周知啓発の方法等を検討して参りたい。

#### (7) 【議題4】 その他報告事項について

○それでは、最後に事務局から何か報告事項があるか。

△平田男女共同参画課長 <事務局説明>

○皆川会長 皆様のご協力により、本日の議題は全て終了した。進行を事務局にお返しする。

△山下男女共同参画課補佐 次回の審議会は、来年6月頃を予定している。詳細は改めて、事務局からご連絡する。以上をもって、平成29年度第2回千葉市男女共同参画審議会を閉会する。